

改正

平成26年2月13日条例第2号

四万十町旧都築邸条例

(設置)

第1条 伝統的建造物の保存及び地域文化の振興及び地域住民の交流活動等に寄与するため、四万十町旧都築邸（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四万十町旧都築邸	四万十町茂串町200番1

(管理運営)

第3条 施設の管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) 施設及び付属施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な業務

(指定管理者の指定手続等)

第5条 指定管理者の指定手続等は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）の規定によるものとする。

(管理の基準等)

第6条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに関係法令等の定めるところに従い、適正に施設の管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運用しなければならない。

(利用時間)

第7条 施設の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は利用できる時間については町長の承認を得て変更することができる。

(利用の許可)

第8条 施設又は附属設備を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取り消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 許可を受けた利用の目的に反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 偽り、その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責を負わないものとする。

(利用)

第11条 利用者は、指定管理者が指示した事項に留意し、常に善良な利用者としての注意をもって利用しなければならない。

(利用料金)

第12条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表 1 に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

一部改正〔平成26年条例2号〕

（利用料金の減額等）

第13条 指定管理者は、町長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第14条 既に納付した利用料金は還付しない。ただし、利用者の責によらない事由により使用することができなくなったときは、この限りでない。

（権利譲渡等の禁止）

第15条 利用者は、許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（損害賠償等）

第16条 指定管理者又は利用者は、施設又は付属設備及び備品を故意又は重大な過失によって滅失し、あるいは破損した場合には原状回復又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成26年2月13日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

施設の利用料金

施設の区分		4時間まで	1時間増すごとに
本館	全室	2,860円	960円
	表の間	1,910円	390円
	裏の間	1,910円	390円
別館	全室	2,860円	960円
	第1広間	960円	190円
	第2広間	960円	190円
	第3広間	960円	190円
	第4広間	960円	190円

備考

営利を目的とする場合は、利用料金の50パーセントに相当する額を加算する。

一部改正〔平成26年条例2号〕